

裁判所提出用書面

作成年月日 年 月 日

取扱施設名			
相談等日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
被害者	氏名		性別 男 女
	生年月日	年 月 日	
	住所等 ★		
代理人	氏名		被害者と の関係
	連絡先		
配偶者等	氏名		性別 男 女
	生年月日	年 月 日	
	住所等		
	被害者 との関係	<input type="checkbox"/> 婚姻の届出をしている者 <input type="checkbox"/> 事実上婚姻関係と同様の事情にある者 <input type="checkbox"/> 離婚をした者又は婚姻が取り消された者（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 事実上婚姻関係と同様の事情にあったが、事実上離婚したと同様の事情に入った者（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 生活の本拠を共にする交際をする関係にある者 <input type="checkbox"/> 生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した者（ 年 月 日）	

★ 閲覧されることにより不都合を生じる住所（避難先等）は記載しないこと。その場合は、生活の本拠としている地（住民票の地等）を記載し、（避難中）と付記すること。

裁判所提出用書面

保護命令が必要と思われる被害者と同居しているその成年に達しない子の状況				
子	氏名		性別	男 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
子	氏名		性別	男 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
子	氏名		性別	男 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
上記の子に関する加害者の言動等				
<p>※ 加害者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っているときは、その状況を記載すること。 なお、上記以外に、同居している子に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合には、その概要を記載すること。</p>				

※ 同居しているその成年に達しない子が4人以上いる場合は、別紙としてこの様式を使用すること。

裁判所提出用書面

保護命令が必要と思われる被害者の親族等の状況			
親族等	氏名	性別	男 女
	被害者との関係	<input type="checkbox"/> 親族（続柄： ） <hr/> <input type="checkbox"/> 親族以外 被害者との関係：	
親族等	氏名	性別	男 女
	被害者との関係	<input type="checkbox"/> 親族（続柄： ） <hr/> <input type="checkbox"/> 親族以外 被害者との関係：	
上記の被害者の親族等に関する加害者の言動等			
<p>※ 加害者が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているときは、その状況を記載すること。 なお、上記以外に、親族等に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合には、その概要を記載すること。</p>			

裁判所提出用書面

※ 親族等が3人以上いる場合は、別紙としてこの様式を使用すること。

そ の 他

※ この欄には、様式1から4までに記載していない事項で、特に参考となると思われる被害者の相談等の状況、相談等の内容をできるだけ詳細に記載する。

なお、再度の退去等命令の申立てをしようとする被害者から、退去等命令の期間内に転居を完了することができない等の相談を受けた場合は、当該の内容を簡潔に記載すること。

相談等に対して執った措置

※ 被害者からの相談等に対して執った措置（相談、援助、一時保護、他機関への紹介等）について、具体的内容を詳細に記載する。

裁判所提出用書面記載要領

第1 書面作成に当たっての留意事項

- 1 裁判所提出用書面（以下「提出書面」という。）は、裁判記録の閲覧等により加害者の目に触れる可能性も考えられることから、作成に当たっては、被害者や被害者の親族等の安全を図る観点から、適切な表現に努めること。
- 2 提出書面には、通し番号でページ数を付記すること。
記載欄が不足する場合には、継続用紙を使用して差し支えない。その場合には、用紙を継続する旨を当該記載欄の末尾に明記すること。
- 3 提出書面はファックス送付による裁判所への提出が認められることから、書面の作成に際しては、ファックス送付をしても支障（文字がつぶれるなど）が生じないように留意すること。

第2 記載要領

<様式1>

1 「取扱施設名」欄について

被害者から相談等を受けた「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設」の名称を記載する。

2 「相談等日時」欄について

被害者から相談等を受けた日時を記載する。

（なお、「相談等」とは、相談又は援助若しくは保護の求めのことである。）

3 「被害者」欄について

被害者の人定事項を記載する。

なお、「住所等」欄については、下欄外の注意事項に留意して記載する。

4 「代理人」欄について

被害者から相談等について代理権を授与された者からの相談等があった場合に、その代理人について記載する。

5 「配偶者等」欄について

被害者の配偶者等について、氏名、性別、生年月日、住所等及び被害者との関係を記載する。

「被害者との関係」欄は、該当するものにチェックをする。

「離婚をした者又は婚姻が取り消された者」、「事実上婚姻関係と同様の事情にあったが、事実上離婚したと同様の事情に入った者」又は「生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した者」にチェックした場合は、そうした事由が発生した年月日を記載する。

<様式2>

6 「相談内容等」欄について

(1) 「相談等の場所」欄について

被害者から相談等のあった場所、方法について記載する。

来所の上相談等があった場合には「来所」に、電話による相談等の場合は「電話」にチェックし、その他の場所、方法による相談等であった場合には「その他」にチェックの上、具体的な場所、方法等について記載する。

(2) 「種別」欄について

被害者から求めのあった支援の種別全てについて、チェックする。

(3) 「直近の被害」欄について

相談等時において被害者が申し立てた、被害者が受けた直近の被害について、被害の日時、場所、内容を詳細に記載する。

内容に関しては、「身体に対する暴力」、「生命又は身体に対する脅迫」、「自由、名誉又は財産に対する脅迫」の該当するもの（複数選択可）にチェックの上、①身体に対する暴力の態様（殴られたのか、蹴られたのかなどといった暴力の内容）、けがの部位・程度、入通院の有無、又は②脅迫の態様（何と言われたのか、どのように告知されたのかなどといった脅迫の内容）、うつ病等の病気・症状の概要（傷病名等）、入通院の有無・期間など被害の状況等を詳細に記載する。

(4) 「過去の被害」欄について

相談等時において被害者が申し立てた過去の被害につき、「身体に対する暴力」、「脅迫」（「生命又は身体に対する脅迫」又は「自由、名誉又は財産に対する脅迫」のこと）のそれぞれ該当するものについて、被害の日時、場所、これまでに最もひどかったと思われる内容を詳細に記載する。

（日時）は、継続した被害の場合は、いつ頃から始まったか、頻度なども記載する。

（これまでに最もひどかったと思われる内容）は、身体に対する暴力被害では、その態様、けがの部位・程度、入通院の有無など、脅迫ではその内容、うつ病等の病気・症状の概要（傷病名等）、入通院の有無・期間など、それぞれ被害の状況等を記載する。記載に当たっては、被害者がこれまで最もひどかった被害として認識している内容を把握することとし、事情によりそれが困難な場合は、被害者から把握した被害の内容の中で最もひどかったと支援センターが認識したものを記載する。

<様式3>

(5) 「保護命令が必要と思われる被害者と同居しているその成年に達しない子の状況」欄について

被害者と同居しているその成年に達しない子がいる場合、その状況（氏名、性別、生年月日及び年齢）及びそれらの子に関する加害者の言動等について記載する。

「上記の子に関する加害者の言動等」については、加害者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っているときは、その状況を記載する。また、それ以外に、被

害者と同居している子に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合は、その概要を記載する。

<様式4>

(6) 「保護命令が必要と思われる被害者の親族等の状況」欄について

保護命令が必要と思われる被害者の親族等について、氏名、性別、被害者との関係及びこれらの親族等に関する加害者の言動等を記載する。

「被害者との関係」欄では、「親族」「親族以外」のいずれかにチェックの上、親族の場合は被害者との続柄、親族以外の場合は被害者との関係を記載する。親族以外の場合においては、被害者の関係について、関係機関・団体が特定される具体的な名称は記載せず、例えば「民間団体で被害者の支援を担当している者」というような記載とする。

「上記の被害者の親族等に関する加害者の言動等」については、加害者が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているときは、その状況を記載する。

また、それ以外に、親族等に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合は、その概要を記載する。

<様式5>

(7) 「その他」欄について

被害者の相談等時の状況（「あざがある」、「おびえていた」、「憔悴しきった様子だった」など被害者に対応した職員が認識した相談等時における被害者の客観的状況）、相談時に被害者から聴取した加害者の直近の言動（「頻繁に電話をかけてくる」、「実家付近をはいかいしている」など）、被害についての相談等以外の相談等の内容、その他記録すべき事項があれば、それらを詳細に記載する。

なお、再度の退去等命令の申立てをしようとする被害者から、退去等命令の期間内に転居を完了することができない等の相談を受けた場合は、当該内容を簡潔に記載する。

電話による相談を受け、相談者に来所を促したなどの経緯がある場合は、相談者の説得の経緯等を記載する。

7 「相談等に対して執った措置」欄について

被害者からの相談等に対して執った措置について、その内容を詳細に記載する。

なお、提出書面が裁判記録の閲覧等により加害者の目に触れる可能性も考えられることから、具体的な内容を記載するに際しては、被害者及び支援者の安全確保に支障をきたすと思われる情報は記載しないよう配慮する。